

レンタル基本約款

(2025年2月1日改定版)

目 次

レンタル基本約款

2016年9月1日施行

2025年2月1日改定

第1条（総則）

第2条（個別契約）

第3条（レンタル期間）

第4条（レンタル料）

第5条（物件の引渡し、免責）

第6条（物件の検収）

第7条（契約不適合責任）

第8条（物件の保守・管理、月次点検）

第9条（物件の検査）

第10条（禁止事項）

第11条（環境汚染物質下での使用禁止）

第12条（通知義務）

第13条（個別契約満了時の措置と物件の返還）

第14条（損害補償）

第15条（反社会的勢力等への対応）

第16条（不返還となった場合の損害賠償および措置）

第17条（個人情報の利用目的）

第18条（個人情報の登録および利用の同意）

第19条（保 険）

第20条（契約の解除）

第21条（契約解除の措置）

第22条（中途解約）

第23条（解約損害金）

第24条（秘密の保持）

第25条（連帯保証人）

第26条（公正証書）

第27条（準拠法および裁判管轄）

第28条（消費税等の負担）

第29条（補則）

平素は、東京キデン株式会社のレンタル物件をご利用いただき誠にありがとうございます。
弊社のレンタル物件をご利用のお客様には下記約款をご了承いただくものといたします。

第1条（総則）

1. レンタル基本約款（以下「本約款」という。）は、賃借人を甲、賃貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借およびこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借およびサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第2条（個別契約）

1. 物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲および乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にした注文書等を乙に送付し、乙が当該注文書等を受領し、その内容を乙が書面（電磁的記録を含む）で承諾したときに成立する。ただし、乙が注文書を受領した後、乙の5営業日までに、乙の承諾拒否の意思表示がない場合、乙の承諾がなされたものとする。
3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
4. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲および乙が協議のうえで決定する。
5. 個別契約に定める条件を変更する場合には、事前に甲および乙が協議のうえ、別途書面にて合意するものとする。

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、乙の指定場所より出庫した日をレンタル開始日とし、乙の指定場所に入庫した日をレンタル終了日とする。
2. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮または延長については、別途書面にて合意するものとする。

第4条（レンタル料）

1. レンタル料とは、商品の貸出料、およびそれに付帯する料金を指す。甲は乙に対し、個別契約での取り決めに従って、商品の貸出料および商品の貸出料に付帯する料金を支払わなければならない。
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。
3. 甲は、レンタル期間満了後の物件の返還にあたって、レンタル開始時の原状に復して物件を乙に返却する義務を負い、レンタル期間中の物件の管理（破損、盗難等）について

は、甲が全ての責任を負う。

第5条（物件の引渡し、免責）

1. 甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書を交付し、甲は借り受けた物件について物件借受書を乙に交付する。
2. 乙は、レンタル期間の開始日に甲に物件を引き渡さなければならない。
3. 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
4. 前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、運搬費およびそれに伴う一切の費用は甲の負担とする。
5. 乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
6. 物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
7. 乙は、地震、津波、噴火、台風および洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、争議行為、第三者との紛争または第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが不能となった場合、その責を負わない。

第6条（物件の検収）

1. 甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する出荷案内状または納品書並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能および数量等が契約に適合すること（以下「契約適合性」という。）を確認する。
2. 甲は、前項において契約不適合を発見した場合、直ちに乙に対し書面で通知しなければならない。甲の通知を乙が受けた場合、乙は乙の責任において物件の修理または代替の物件を引渡す。

第7条（契約不適合責任）

1. 乙は甲に対して、物件の引渡し時において、物件の契約適合性についてのみ責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、甲が乙に対し第6条第2項の通知をしなかった場合には、甲の検収時に契約不適合の発見が不可能または著しく困難なものであった場合を除き、物件は契約適合性をもって引き渡されたものとする。
2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 乙の責によらない物件の不具合等に起因して甲または第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害（工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失等）につ

いては、乙はその責を負わない。

第8条（物件の保守・管理、月次点検）

1. 甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 甲は、物件の使用前には、必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
3. 物件の保管、維持および保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
4. 月次点検および自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
5. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

第9条（物件の検査）

乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

第10条（禁止事項）

1. 甲は、物件を第三者に譲渡しまたは担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 甲は、物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
3. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
 - (1) 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、または既に付着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
 - (3) 物件を、個別契約に定められた用法・用途および本来の用法・用途以外に使用すること
 - (4) 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
 - (7) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、または取り外すこと

第11条（環境汚染物質下での使用禁止）

1. 甲は、放射性物質、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の環境下で物件を使用しない。ただし、人命にかかわる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ合意した場合はこの限りでない。

2. 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去または廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された物件が返還された結果、乙または第三者の生命、身体および財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第12条（通知義務）

1. 甲および乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき
2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担でその侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第13条（個別契約満了時の措置と物件の返還）

1. 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に受領書を交付する。
2. 物件の返還に伴う運搬費およびそれに伴う一切の費用は、甲の負担とする。
3. 物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
4. 物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に破損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用(修理費、清掃費等)を乙に支払う。

第14条（損害補償）

1. 地震、津波、噴火、台風および洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、または滅失、盗難等が発生した場合、甲はこれによって生じた物件の損害について全ての責任を負う。
2. 物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
4. 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相応した補償金を乙に支

払う。

第15条（反社会的勢力等への対応）

乙は、甲が次に掲げる事由に該当すると認める場合には、個別契約の締結に応じないものとする。また、個別契約を締結した後に、甲が次の各号に該当すると判明したときまたは該当したときは、乙は個別契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）と判明した場合
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する場合
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
- (7) 自らまたは第三者を利用して次の一つにでも該当する行為を行った場合
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - (e) その他前各号に準ずる行為

第16条（不返還となった場合の損害賠償および措置）

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2. 乙は、第18条第2項の定めに従い、甲より取得した第18条第1項各号に定める情報について、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に登録することができる。

第17条（個人情報の利用目的）

乙は、第2条の個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認および審査（以下「契約締結審査」という）を行うため、および、個別契約の履行として第1条第2項のレンタルの提供を行うため、甲または甲の指定する者の個人情報を収集、保有、利用する。当該目的以外に甲または甲の指定する者の個人情報の収集等を行う場合、乙はあらかじめその利用目的を明示する。

第18条（個人情報の登録および利用の同意）

1. 甲または甲の指定する者は、乙が前条の目的のために下記情報を収集・保有・利用することに同意する。
 - (1) 甲の代表者、従業員および甲の指定する者の個人情報
 - (2) 甲の登記、経理に関する情報
 - (3) その他、個別契約に関連した甲に関する情報（取引情報を含む。）
2. 甲または甲の指定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した前項の情報が、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に7年を超えない期間登録されうること、登録された情報が同協会会員による甲との契約締結審査のため、および、レンタルの提供のために利用されることがあり、それに同意する。
 - (1) 物件使用に関し、甲または甲の指定する者の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲または甲の指定する者が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料金の不払いおよび支払い遅延があったとき
3. 甲は、乙が個別契約に係る取引上の判断にあたり、一般社団法人日本建設機械レンタル協会に照会し、甲または甲の指定する者の情報を、甲との契約締結審査のため、および、レンタルの提供のために利用することがあることを了承する。

第19条（保険）

甲は、保険事故が発生したときは、事故の大小に関わらず、法令上の処置をとると共に直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従って必要な一切の書類を速やかに乙に提出する。

第20条（契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除する事ができる。
 - (1) 本約款または個別契約の条項のいずれかに違反したとき
 - (2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
 - (3) 自ら振出しまたは引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、または支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手續開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき

- (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為(違法行為または公序良俗に違反する行為等)があったとき
2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、個別契約において取り決めたレンタル期間満了時までのレンタル料および付随するすべての費用を、ただちに現金で乙に支払う。
 3. 甲に本条第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第21条 (契約解除の措置)

1. 甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに個別契約で定める場所に返還する。
2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合は甲はその損害を負担する。
3. 返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
4. 甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。
5. 物件の返還は、甲および乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
7. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

第22条 (中途解約)

1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が相当と認めた場合はこの限りではない。
2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第13条の規定に基づく手続きを履行する。
3. 第1項但書の規定により物件が返還された場合、甲は乙に対し、個別契約において取り決めたレンタル期間満了日までのレンタル料総額と既払額との差額(未清算金)を支払う。ただし、取り決めのない場合は甲乙協議のうえこれを定める。

第23条 (解約損害金)

第20条および第22条によって、個別契約に定めた契約期間を満了せずに終了した場

合でも、甲は乙に対し、個別契約に定めた契約期間満了までのレンタル料を支払う。

第24条（秘密の保持）

甲および乙は、個別契約に伴い秘密と明示されたうえで知り得た一切の情報を、契約期間中のみならず契約終了後も他に漏らしてはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報等は秘密情報に該当しない。

- (1) 相手方から開示された時点で既に保有している情報
- (2) 独自に開発した情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 公知の情報または受領した者の故意もしくは過失なくして公知になった情報

第25条（連帯保証人）

1. 甲は、乙が要求する場合には、連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は極度額を限度として甲と連帯して契約上の義務を負う。ただし、連帯保証人が法人の場合、極度額の適用はおこなわない。

2. 甲は、連帯保証の委託に先立ち、連帯保証人に対して、次の項目について正確な情報を提供し、連帯保証人は、本情報の提供を受けたことを確認する。ただし、連帯保証人が法人の場合は、この限りではない。

- (1) 甲の財産および収支の状況
- (2) 甲が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
- (3) 甲が主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容。

3. 連帯保証人が法人の場合、かかる連帯保証人は、第1項、第2項にかかわらず、個別契約から生ずる甲の一切の債務を連帯して保証する。

第26条（公正証書）

甲および連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第27条（準拠法および裁判管轄）

本約款および個別契約の準拠法は日本法とし、本約款および個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第28条（消費税等の負担）

消費税は、甲の負担とする。消費税額はレンタル約款の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、甲は直ちにその増額分を乙に支払うものとする。

第29条（補則）

1. 本約款および個別契約に定めなき事項については、甲および乙は誠意をもって協議し解決する。
2. 乙は、本約款の内容を改定できるものとする。改定した場合は、乙のホームページにて掲示し、最新の約款を適用する。<https://www.kidn.co.jp/>
3. 本約款は2025年2月1日以降に締結される個別契約について適用する。